

(議事の要旨)

開始 1 4 時 0 0 分

[西田委員長]

ただいまから、平成 2 5 年度第 1 0 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名は、濱屋委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案 3 件、協議事項 1 件、報告事項 2 件です。なお、議案第 4 9 号は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、議案第 4 9 号は会議規則第 1 2 条により公開しない会議として、会議の最後に審議します。

それでは議事に入ります。議案第 4 7 号・日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 4 7 号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

[鈴木学校課長]

議案第 4 7 号・日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、でございます。

提案理由でございます。平成 2 6 年度より都内公立小・中学校に指導教諭の職が導入されることに伴い、日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものでございます。

指導教諭についてでございますが、その教科のエキスパートの教諭を任用しまして、指導力を充実させるために助言等を行うものでございます。

1 3 ページをお開きください。新旧対照表で説明いたします。

第 7 条の 3 に指導教諭に関する規定を追加いたします。

新たに追加したことによりまして、主任教諭及び主任養護教諭の規定が第 7 条の 4 になります。

次に、第 8 条の 3 及び第 8 条の 3 第 2 項にも指導教諭に関する規定を追加いたします。そのため、主任の任期の規定が第 3 項に繰り下がり、前 2 項という文言に変わります。

その他の条文でございますけれども、第 2 3 条や第 2 4 条の下線部分につきましては、文言の整理をするために併せて改正するものでございます。

付則でございます。この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

高木委員、お願いします。

[高木委員]

指導教諭について、今年度の選考が４級職選考ということで主幹教諭の選考と併せて実施されたと思いますが、合格者など、日野市の状況について教えていただければと思います。

もう１点、日野市は近隣の自治体と第７ブロック枠に分類されていますが、ブロック内における指導教諭の運用といますか、どのような形で平成２６年度から指導教諭を活用していくのか、現状で何かわかっていることがあれば、考え方について教えていただきたいと思います。

〔大野教育部参事 〕

まず、指導教諭の本市における状況でございますけれども、現在、主幹教諭である者が４級職の中で指導教諭に切り替えた者が、小学校の算数科の者が１名という状況でございます。指導教諭については、当初見込みとして、第７ブロックでは５名程度、かつ今回は国語と算数、数学、理科に限るということで選考が行われました。

二点目につきましては、全ブロックの数が明らかになったわけではございませんけれども、当ブロックでは国語、算数が現在、指導教諭になっているということはわかっておりますので、各教科の指導教諭がこのブロックの指導に当たっているということで、指導教諭が模範授業をする際には、本市の中であれば、もちろん各校の教科代表者がその模範授業を見にまいりますけれども、例えば八王子で行われる場合におきましても、第７ブロックということでございますので、そちらの方の指導教諭の模範授業を参考に見に行くということで、国語、算数、数学、理科においては、模範授業を活用して教員の資質、能力を高めていく方向でございます。

〔西田委員長 〕

ほかに質問はございませんか。岡本委員。

〔岡本委員 〕

指導教諭の一番のポイントは高い専門性と、指導・助言をＯＪＴで実施するという点で、非常に画期的だと思います。しかし、日野市においては今までもベテランの先生がＯＪＴも含めて研修会等を実施してきた経緯があると伺っています。今回、新しい試みとして指導教諭が導入された際、今までの体制との接続ということについてどのようにお考えでしょうか。

〔大野教育部参事 〕

現在におきましても、本市におきましては小学校教育研究会、中学校教育研究会の各教科部、それから領域部がございます。それから市教委が主催しておりますひのっ子教育研究開発委員会というものにおきまして模範授業などをして、それを見にいらしていただき、研究協議を行っているというような研修も行っているところでございます。

指導教諭の選考については、４級職、指導層の選考でございますので、全都的なレベルに見合った方が合格しているということで、非常にレベルは高いというふうに認識しております。なおかつ研究員制度ですとか研究生制度というのが現在、都でもございますけれども、それら以上にかなり人数は絞られておりますので、相当の指導力がないと指導教諭にはなかなかかなりにくいのではないかという状況でございます。都教委のほうは５年間で小学校でおよそ２１０名、中学校で１３０名程度を予定しているということで、このよう

なレベルの高い指導者による教員への指導ということで、専門性の向上を目指している制度でございます。

今現在、先ほど申しましたようなひのっ子教育研究開発とか、小教研、中教研におきまして研修はしているんですけれども、さらに専門性の高い指導教諭のほうが期待できるのではないかなというところでございます。今回は教科が限られておりましたけれども、今後順次、全教科にわたって拡大されると思いますので、今現在活躍している教員が、年齢、経験条件に合致した場合には、積極的に指導教諭を受けていただいて、本市並びにブロックのレベルアップに貢献していただければと考えております。

〔西田委員長〕

ほかに質問はございませんか。濱屋委員。

〔濱屋委員〕

2点お伺いしたいことがあります。東京都は平成26年度から導入ということですが、制度的には他の都道府県では先行して指導教諭を導入されているかと思いますが、他の道府県の状況を見て、効果や課題など、わかっていることがあったら教えていただければと思います。

もう1つ、職務内容の中の授業支援について、他の学校からの求めに応じて授業の指導・助言を行うことができるという内容となっており、今の指導主事の先生方の仕事と共通する部分があるかと思います。この支援が広がっていけば、お忙しい指導主事の先生方も少し楽になるかなと思っているのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

〔大野教育部参事〕

まず1点目の課題等、他県の状況についてでございますが、教科の専門のいわゆるスーパーティーチャーという方など、非常に授業力の高い、管理職を目指すより教科研究を目指している方々が一生懸命頑張っていらっしゃるというようなところで、活躍されているということは伺っておりますが、課題につきましては、特に現在聞き及んでいないというところがございます。

2点目の授業支援、指導主事との関連性などについてでございますけれども、教育委員会に指導主事がいるという状況と同様に、学校に指導教諭がいるという状況を全国的に目指した制度でございます。なおかつ、校内のみならず、市あるいはブロック、あるいは県、幅広く力のある教員が教員を育成していくという、そのために置かれた指導教諭でございます。教科の専門性が非常に高いということで、指導主事だけでは非常に人数が限られておりますので、教科のエキスパートとして指導教諭が今後増えていけば、授業の改善指導など非常にありがたいというふうに考えております。

なお、指導主事の平均人数ですけれど、全国に比べて東京都は半分の人数しか指導主事がいらない状況でございます。A選考の希望者が不足しているということで、以前はエリアに全教科の指導主事がかなりいたのですが、今は指導主事が不足していたり、教科が偏っていたりという状況がございますので、指導教諭によってそういった指導主事との連携も今後期待し、教科指導が充実していけばありがたいと考えているところでございます。

〔西田委員長〕

大変詳しく説明をいただきました。ほかにご質問はございますか。

[西田委員長]

なければご意見を伺います。

(「是非、推進していただきたいと思います。」との声あり)

[西田委員長]

是非充実した制度にさせていただくよう。よろしくお願いします。

[西田委員長]

ほかにご意見はございますか。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第47号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第48号・日野市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第48号 日野市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

[阿井中央公民館長]

議案第48号・日野市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、提出するものでございます。

提案理由でございます。公民館の使用受付方法について、日野市施設予約システムを利用した電子申請に変更し、市民の利便性を高めるため日野市公民館使用条例施行規則の一部を改正するものでございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。日野市公民館使用条例施行規則の一部を次のように改正するというのでございまして、10ページ、11ページの新旧対照表を活用してご説明申し上げたいと思います。

第4条をご覧いただきたいと思います。旧では「使用申込書の提出」を「使用申請の方法」という形に変更いたします。日野市公共施設の予約システムを利用した使用申請に変更いたしますので、4条をこのように変更いたします。

12条でございます。「この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める」というものを追加してございます。

別表でございます。この施設予約システムの利用区分でございます。

12ページをご覧ください。日野市公民館使用許可書兼領収書という形、第1号様式の2を改める形になります。

付則でございます。この規則は平成26年2月1日から施行する。

この規則による改正後の日野市公民館使用条例施行規則による規定は、平成26年4月

1 日以降の使用に係る手続きから適用し、同日前の使用に係る手続きについては、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。質問がございましたらお願いいたします。

濱屋委員。

[濱屋委員]

新しい施行規則の4条3項に掲げた、館長が特に必要と認めるものというのは、今までのどおりの紙による申請を想定しているというふうに理解してよろしいでしょうか。

[阿井中央公民館長]

施設予約システムは基本的に電子システムでお願いいたしますが、施設予約システムをご利用いただけない方については、今、委員のおっしゃったように、紙による申請をお願いする形になります。

[西田委員長]

ほかに質問はございませんか。

[西田委員長]

なければご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第48号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

協議事項第1号・市指定無形民俗文化財の指定について(諮問)、を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○協議事項第1号 市指定無形民俗文化財の指定について(諮問)

[清野生涯学習課長]

協議事項第1号・市指定無形民俗文化財の指定について(諮問)、このことについて、協議願います。

16ページをお開きください。

日野市指定文化財について(諮問)、日野市文化財保護条例第39条第4号に基づき、下記について、市指定無形民俗文化財の指定について、諮問いたします。

第39条第4号につきましては、17ページにございます日野市文化財保護条例第39条、教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。第4号、市指定無形民俗文化財の指定についてとなっております。

16ページに戻っていただきまして、1. 市指定文化財候補、日野の祭ばやし。2. 答申期限：平成26年2月28日でございます。

次に日野の祭ばやしを市指定文化財候補として諮問するに至る経緯をご説明いたします。お手元の市指定文化財候補についての諮問理由書をお開きください。

無形民俗文化財の候補として、日野の祭ばやしが挙がり、文化財保護審議会委員の専門家の先生に日野市内祭ばやし調査団を立ち上げていただき、平成25年5月から11月までの期間に市内の各団体の調査を行い、同調査報告書を提出していただきました。

その調査報告書の内容を検討し、作成したのが諮問理由書でございます。日野の祭ばやしの由緒及び沿革、祭ばやしの内容と諮問の理由を記載しております。その理由から、日野市文化財保護条例第39条第4号に基づき、日野市文化財保護審議会へ諮問を行おうとするものです。

よろしくご協議をお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問、ご意見を承ります。高木委員。

[高木委員]

今日は協議ということですが、今後の文化財指定に向けたスケジュールについて、わかる範囲内で結構なので、ご説明をお願いします。

[清野生涯学習課長]

本日、協議事項として協議をいただきます。その後、文化財保護審議会に諮問を行います。次に文化財保護審議会での諮問の内容を検討いたしまして、値するものであれば、教育委員会へ答申という形をとります。その答申をもって教育委員会に議案として諮り、指定という形になります。指定後は、指定の告示及びその保持団体へ通知して、その交付という運びになります。

[西田委員長]

ほかにご質問、ご意見はございますか。岡本委員。

[岡本委員]

調査報告書の内容は大変素晴らしいと思います。また、私も実際に夏祭りで拝見したことがあり、非常に素晴らしいものと思っております。そこで質問なのですが、この報告書の内容は日野市の全域にある該当団体を全てカバーしているのか、あるいはまだ他にもあるものなのか、わかる範囲でお願いします。

[清野生涯学習課長]

今現在日野市で活動している連合会がございます。そこに、東光寺、四谷、日野、東町、豊田、の5団体が加盟しております。その連合会の各加盟の団体を調査し、またその他に加盟していない日野囃子愛好会、同志会囃子連、新八お囃子愛好会、以前あったのですが、その活動を休止した加組囃子連も調査しております。

[西田委員長]

ほかにご質問、ご意見はございますか。

[西田委員長]

もう少し詳しく、この件を文化財候補として強く推している理由といたしますか、思いを

語っていただけますか。

〔清野生涯学習課長 〕

諮問の理由、日野の祭ばやしの沿革、流れ等を説明させていただきます。

日野の祭ばやしは幕末、目黒流といいます。それがまず東光寺地区に入りまして、日野市内各地に拡散、定着しました。その1つとしては、東光寺地区の囃子で明治5年の叩く鉦、それを持っていますし、東光寺に安産薬師というお堂があります。そのお堂には上達を祈願する額が明治25年に奉納され、掲げられています。これらのことから、幕末には確実に日野市内に入っているという流れが掴めております。

次に、市内の各連、団体を見ますと楽器の構成は江戸の祭ばやしというその系統にのっておりますけれども、曲、また曲のつながり、順番についてはまちまちであるということが確認されています。各連の活動は地域の祭礼や自治会のお祭り、各地との交流、他地域との交流、また次世代の子どもの育成や継承という活動を行っています。

広く多摩地域でみると、江戸近郊の祭ばやしの特徴というものをそこに表しているのだと考えております。流派に限らず良いものは取り入れて、柔軟に対応していく、柔軟にお囃子の活動を行っていくというところだと思います。そういった市内の祭ばやし、変化し続ける地域芸能の伝統と継承を示したものと言えると思います。

以上の点から、日野の祭ばやしは今後も継承されていくべき地域の重要な文化資産であり、また、それが指定に値すると考え、諮問を行うものと考えております。その中で言いました文化資産、文化遺産とは言っておりません。文化遺産はその時点で止まったものですので、これから先も地域の財産、資産と位置付けて見守っていくというところに指定の意義があると考えております。

〔西田委員長 〕

大変丁寧なお話をいただきまして、ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見はございますか。教育長。

〔米田教育長 〕

ただ今、説明があったとおりだと思いますので、諮問を進めて、この件について、是非よろしくお願いいたします。

〔西田委員長 〕

この件について、是非、諮問を進めて、指定が実現していくといいと思っております。

〔西田委員長 〕

ほかにご質問、ご意見はございますか。

〔西田委員長 〕

なければ、協議事項第1号をこれで終了いたします。

〔西田委員長 〕

報告事項に入ります。報告事項第23号・平成25年第4回日野市議会定例会の報告、について事務局より報告をお願いいたします。

○報告事項第23号 平成25年第4回日野市議会定例会の報告

[松本庶務課長事務取扱]

報告事項第23号・平成25年第4回日野市議会定例会の報告、でございます。

1. 会期につきましては、11月29日金曜日から12月18日水曜日までの20日間でございます。

2. 一般質問につきましては、質問者23名、うち教育委員会関係が5名ございました。質問件数は42件で、うち教育委員会関係が6件ございました。なお、教育委員会関係の一般質問等要旨につきましては、別表1、21ページから23ページに記載のとおりでございます。

3. 議案でございます。市長提出議案が34件、議員提出議案が8件でございます。うち教育委員会に関するものが5件ございました。

(1) 日野市立教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、こちらは可決しております。(2) 日野市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらでも可決しております。(3) 日野市公民館使用条例の一部を改正する条例の制定について、こちらでも可決しております。(4) 日野市八ヶ岳高原大成荘の指定管理者の指定について、こちらでも可決しています。

以上の4件につきましては、日野市議会定例会の前に、教育委員会の定例会において、それぞれ可決しているものでございます。

(5) 平成25年度日野市一般会計補正予算(第4号)、こちらでも可決成立しております。補正総額7億3980万6千円、うち教育委4897万5千円。予算総額、歳入歳出で573億2451万1千円、うち教育費が57億896万7千円でございます。

なお、教育費の内訳につきましては、別表2、24ページに記載のとおりでございます。

4. 請願につきましては、教育委員会に対するものはございませんでした。

説明については以上です。よろしくどうぞお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの報告が終了いたしました。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、報告事項第23号を終了いたします。

[西田委員長]

報告事項第24号・要綱の制定及び改廃の報告(平成25年10月～12月)、について事務局より報告をお願いいたします。

○報告事項第24号 要綱の制定及び改廃の報告(平成25年10月～12月)

[松本庶務課長事務取扱]

報告事項第24号でございます。要綱の制定及び改廃の報告ということで、3ヵ月に1度報告をさせていただいております。今回は平成25年10月から12月までの分について報告をさせていただきます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

要綱制定改廃一覧ということで、1件ございます。

要綱の名称につきましては、日野市立学校における服務事故の検証及び再発防止策検討委員会設置要綱でございます。

適用日、平成２５年１２月２４日。

制定・改廃の内容につきましては、日野市立学校において発生した服務事故について、原因の検証及び再発防止策の検討を行うため、日野市立学校における服務事故の検証及び再発防止策検討委員会を設置するもの、でございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

〔西田委員長〕

事務局からの報告が終了いたしました。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

高木委員。

〔高木委員〕

委員会を設置していただいたということですが、具体的な構成ですとか今後の進め方について、概要、ポイントをご説明いただければと思います。

〔松本庶務課長事務取扱〕

まず委員の構成ということですが、構成につきましては、教育長、教育部長、教育センター所長、中学校長会、小学校会の代表、総務部職員課等で構成していくということでございます。

今後の進め方でございますけれども、これから年度末に向けて、計４回程度検討委員会を開催した上で、３月末を目途に再発防止策についての報告書をまとめたいと考えているところでございます。

〔西田委員長〕

ほかに、ご質問、ご意見ございませんか。

〔西田委員長〕

なければ、報告事項第２４号を終了いたします。

〔西田委員長〕

これより議案第４９号の審議に入りますが、本件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。なお、本件の終了をもって、平成２５年度第１０回教育委員会定例会を閉会といたします。

（関係者以外退室）

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議。

〔西田委員長〕

以上をもちまして本日の案件はすべて終了しました。これにて平成２５年度第１０回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 １４時**分